

保険料の軽減制度(申請手続きは不要です)

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同じ世帯の被保険者及び世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計により判定します。

■均等割額の軽減対象判定基準

同じ世帯の被保険者と世帯主の前年の 総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額	
43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※7} の数-1)以下の場合	7割軽減	13,260円/年
43万円+29.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等 ^{※7} の数-1)以下の場合	5割軽減	22,100円/年
43万円+54.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等 ^{※7} の数-1)以下の場合	2割軽減	35,360円/年

波線部の計算は、同じ世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等^{※7}が2人以上いる場合に計算します。

※7 給与所得者等とは

給与の収入額（専従者給与を除く）が55万円を超える方、または公的年金の収入額が65歳以上で125万円（65歳未満で60万円）を超える方です。（給与と年金の両方に該当する場合は1人と数えます。）

改正 令和6年度に、均等割額の軽減に係る所得判定基準の被保険者数に乘ずる金額について、5割軽減は29万円から29.5万円、2割軽減は53.5万円から54.5万円にそれぞれ引き上げられました。

★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除15万円(65歳以上のみ^{※8}) = 年金所得

※8 昭和34年1月1日以前に生まれた方

②制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入前日において保険料負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、保険料の「均等割額」は資格取得月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

★市町村国保や国保組合などは対象となりません。

★同じ世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計が「①均等割額の軽減」に該当する場合は、7割軽減となります。

★3年目以降、保険料の均等割額は「①均等割額の軽減」で判定され、所得割額はかかりません。

③所得割率の軽減(令和6年度のみ)の緩和措置

被保険者本人の総所得金額等から基礎控除額を引いた額が58万円以下（公的年金収入のみの方は、収入額211万円以下）の場合、「所得割率」を7.98%で算定します。

お問い合わせ

○ 制度改正の見直しの背景等に関するご質問等

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時
(日曜日・祝日・年末年始は休業)

厚生労働省コールセンター TEL 0120-122-140

※運用期間：令和6年6月～令和7年3月

○ その他保険料に関するお問い合わせ

・お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口

・新潟県後期高齢者医療広域連合 ホームページ <https://www.niigata-kouiki.jp>

TEL 025-285-3222

新潟県後期高齢者医療広域連合 検索



後期高齢者医療保険料

令和6・7年度 保険料率が変わりました

新潟県後期高齢者医療広域連合では、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正や今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、令和6年4月に保険料率の引き上げを行いました。

料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しを行います。

令和4・5年度の保険料率

均等割額 40,400円

所得割率 7.84%

令和6・7年度の保険料率

均等割額 44,200円

所得割率 8.61%
(7.98%)

(所得が一定額以下の方は、令和6年度のみ7.98%となります)

◎新潟県の保険料率を全国と比較すると…

均等割額 新潟県 44,200円 (全国45位) 全国平均 50,389円

所得割率 新潟県 8.61% (全国46位) 全国平均 10.21%

平均保険料 新潟県 60,660円 (全国44位) 全国平均 84,988円
(令和6年度)

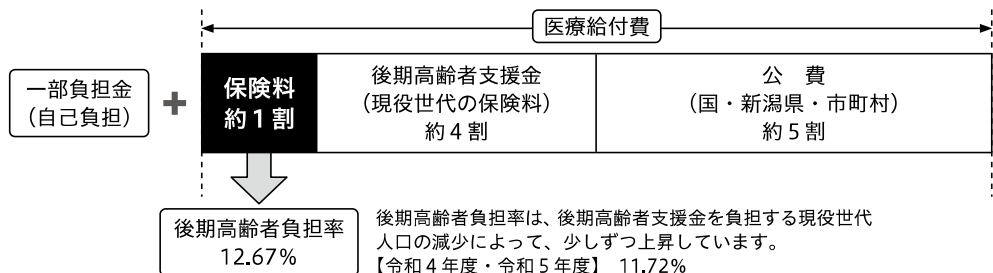
※全国順位はいずれも額(率)が高い順 【出典】厚生労働省 報道発表資料から作成

○保険料の計算方法は中面をご覧ください。

保険料率を引き上げる理由

医療費負担のしくみ

後期高齢者医療制度の医療費は、社会全体で支え合うしくみです。被保険者が医療給付費の約1割を保険料で負担することとされています。



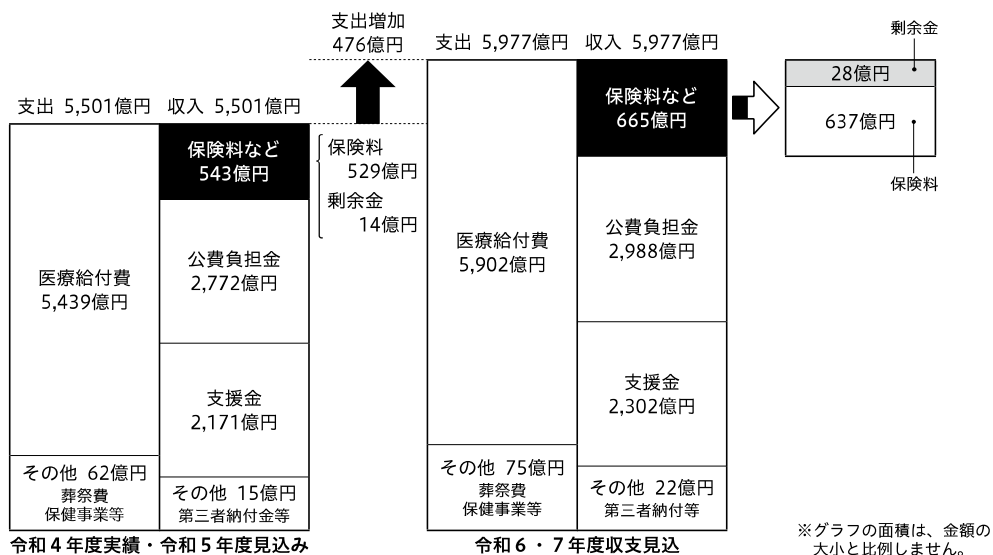
被保険者数・医療給付費の予測

今後、団塊の世代の加入等により被保険者数や医療給付費は増加する見込みです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
平均被保険者数	389,307人	400,544人	410,029人	416,235人	420,494人
1人当たり医療給付費	715,013円	723,594円	732,541円	742,649円	752,489円

収支の予測

支出見込みに対して必要な保険料は665億円となりますが、剰余金28億円を投入することで637億円とし、保険料率の上昇を抑制します。



保険料

計算方法

保険料は、加入者全員が負担する「均等割額」と加入者の前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

$$\text{年間保険料額 (限度額73万円) ※1} = \text{均等割額 (1人当たり 44,200円)} + \left(\text{前年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額} ※2 \right) \times \text{所得割率 (7.98\%)} ※3$$

※1 令和6年度に限度額が66万円から引き上げられました。昭和24年3月31日以前に生まれた方等は令和6年度73万円、令和7年度80万円、昭和24年4月1日以降に生まれた方等は80万円となります。

※2 基礎控除額は下表のとおりです。

※3 所得が一定額以下の場合は、令和6年度のみ7.98%となります。

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

○所得により基礎控除額が変わります。
○所得が大きい場合は、基礎控除額が徐々に減額されます。

保険料の目安

下表は、単身世帯で年金収入のみの方の保険料額の目安です。

公的年金収入金額(年額)	総所得金額等	均等割額(ア)	所得割額 ^{※4} (イ)	年間保険料額 ^{※5} (ア)+(イ)
153万円以下	43万円以下	7割軽減 13,260円	0円	13,200円
168万円	58万円	7割軽減 13,260円	※6 11,970円	25,200円
183万円	73万円	5割軽減 22,100円	※6 23,940円	46,000円
197.5万円	87.5万円	5割軽減 22,100円	※6 35,511円	57,600円
205万円	95万円	2割軽減 35,360円	※6 41,496円	76,800円
210万円	100万円	2割軽減 35,360円	※6 45,486円	80,800円
222.5万円	112.5万円	2割軽減 35,360円	59,839円	95,100円
230万円	120万円	軽減なし 44,200円	66,297円	110,400円
260万円	150万円	軽減なし 44,200円	92,127円	136,300円
310万円	200万円	軽減なし 44,200円	135,177円	179,300円
370万円	250万円	軽減なし 44,200円	178,227円	222,400円
約433万円	300万円	軽減なし 44,200円	221,277円	265,400円
—	839.6万円	軽減なし 44,200円	685,872円	730,000円 ^{※1} (賦課限度額)

※4 1円未満切り捨て

※5 100円未満切り捨て

※6 所得割率の軽減により、7.98%で算定

◎令和6年度保険料額が令和5年度と比べて大きく増加しているとき…

次のようなときには、令和5年度よりも保険料額が大きく増加することがあります。

- ① 不動産(土地・住宅など)や有価証券(株式など)を売却した場合
- ② 世帯主の変更や世帯合併・世帯分離などにより世帯構成が変わった場合
- ③ 世帯主または被保険者の中で「令和5年分の所得申告」をしていない方がいる場合 など